

令和5年4月定例

四万十町教育委員会

会議資料

日 時： 令和5年4月10日（月）午前9時00分

場 所： 四万十町役場本庁東庁舎 2階 町民活動支援室

## 会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 教育長あいさつ
- 3 会議録署名委員の指名
- 4 議 題
  - ① 承認第1号 専決処分の承認について
  - ② 承認第2号 専決処分の承認について
  - ③ 承認第3号 専決処分の承認について
  - ④ 議案第1号 四万十町立学校管理運営規則施行細則の改正について
- 5 協議事項
- 6 報告事項
  - ① 文化的施設について
  - ② 四万十町子ども・子育て会議委員について
  - ③ 四万十町保育所苦情受付相談員について
  - ④ 四万十町少年補導センター運営協議会委員について
  - ⑤ 4月入学式・始業式の欠席者状況について
  - ⑥ 高知県生徒指導上の諸課題・児童虐待に関する調査（四万十町）について
- 7 その他

教 育 長	山脇 光章
委 員	横山 順一、 坂本 維子、 谷口 和史、 野中 裕子
事 務 局	浜田 章克、 味元 伸二郎、 長森 伸一、 東 孝典

承認第1号

専決処分の承認について

指定校区外就学について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、別紙のとおり専決したので、同規則第4条の規定に基づきこれを報告し承認を求める。

令和5年4月10日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

別紙

専 決 書

指定校区外就学申請の承認について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、別紙のとおり専決する。

令和5年3月24日

四万十町教育長 山脇 光章



## 参 考

- 四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則 抜粋

(平成 18 年四万十町教育委員会規則第 4 号)

(委任)

**第 1 条** 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。）第 25 条第 1 項の規定に基づき、四万十町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、次に定める事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任するものとする。

- (1) 教育行政の基本方針に関すること。
- (2) 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
- (3) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
- (4) 教育委員会の所管に属する学校その他教育機関の設置及び廃止に関すること。
- (5) 教育委員会及び教育委員会の所管する学校その他の教育機関の職員の任免その他人事に関すること。
- (6) 法第 26 条の規定による点検及び評価に関すること。
- (7) 法第 29 条に規定する意見の申出に関すること。
- (8) 幼稚園、小学校及び中学校の通学区域の設定又は変更に関すること。
- (9) 教科書の採択に関すること。
- (10) 教育委員会附属機関の委員の任免等に関すること。
- (11) 重要事項の告示、指令、通知、申請及び報告等に関すること。
- (12) 教職員の組織する職員団体及びその他の諸団体との重要な交渉に関すること。
- (13) 文化財の町指定に関すること。
- (14) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に重要と認める事項。

(重要異例の事務の処理)

**第 2 条** 教育長は、前条の規定にかかわらず、委任された事務について、特命があるとき、又は事案の特に重要と認められるもの異例に属するもの若しくは規定の解釈上疑義があるものについては教育委員会の決定を求めなければならない。

(教育長の専決)

**第 3 条** 教育長は、緊急の場合には、第 1 条各号に規定する事務を専決することができる。

(委員会への報告)

**第 4 条** 教育長は、次に掲げる事項について、次の教育委員会の会議にこれを報告し、承認を求めなければならない。

- (1) 第 1 条の規定により教育長に委任した事務で重要なものに関すること。
- (2) 前条の規定により教育長が専決した事務に関すること。

○ 四万十町就学指定校変更及び区域外就学事務取扱要綱 抜粋

(令和4年四万十町教育長訓令第1号)

(承認及び承諾基準)

第2条 四万十町立小学校及び中学校における就学指定校変更承認基準及び区域外就学承諾基準は、別表のとおりとする。

(申請)

第3条 就学指定校以外の学校へ就学させようとする保護者又は区域外就学をさせようとする保護者は、校区外就学・区域外就学申請書(様式第1号)を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項に規定する校区外就学・区域外就学申請書には、教育委員会が求める書類を添付しなければならない。

(承認又は承諾)

第4条 教育委員会は、前条に規定する申請があった場合は、当該申請について審査し、第2条に規定する就学指定校変更承認基準又は区域外就学承諾基準のいずれかに該当し、かつ、教育上適当と認められるときは、就学指定校変更の承認又は区域外就学の承諾をすることができる。

別表（第2条関係）

就学指定校変更の承認及び区域外就学の承諾基準

事由	承認・承諾の基準		承認・承諾期間等
転居又は転出	1	小学校の学年途中又は中学校在籍途中の転居で、引き続き在学を希望する場合	小学校は学年末まで 中学校は卒業まで
	2	小学校及び中学校の学年途中の転出で、引き続き在学を希望する場合	学年末まで
	3	住宅の新築・改築等による一時的な転居・転出で、引き続き在学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	4	新築等により、近い将来転居することが確定しており、転居後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで(原則6か月以内)
転入予定	5	本町に転入予定で、転入後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	転入日まで
住民票未登録	6	特別な事情で住民登録ができない場合に居住地が校区となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで(年度ごとの申請が必要)
留守家庭児童対策	7	小学校6年生以下の児童の保護者が自宅にいない状況にある者で、次の場合 ① 児童の親族の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ② 保護者又は祖父母の勤務地の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ③ 他に児童の保護ができる状況に無く、学童保育等を実施している学校への就学を希望する場合	状況に変化がなければ、小学校卒業まで(年度ごとの申請が必要)
心身の事情	8	児童生徒の心身の事情により、指定校への就学が困難である場合で、その事情に相応した学校への就学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	9	支援学級のある学校への就学を希望する場合	卒業まで
教育上の配慮	10	就学指定校にない部活動を行うため、就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。)	中学校のみ卒業まで(年度ごとの申請が必要)
	11	いじめや、不登校などの改善のため、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間
その他	12	地理的条件により、就学指定校への就学が困難な場合に、容易に通学できる学校への就学を希望する場合	卒業まで
	13	就学指定校の変更を承認された兄弟姉妹と同じ学校への就学を希望する場合	卒業まで
	14	教育的見地や家庭の状況等から、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	15	就学希望中学校区の小学校に在籍したことを理由に就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。)	卒業まで
	16	その他、特別な事情により就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)

就学指定校変更の承認及び区域外就学の承諾に係る添付書類

事由	承認・承諾の基準		添付書類
転居又は転出	1	小学校の学年途中又は中学校在籍途中の転居で、引き続き在学を希望する場合	
	2	小学校及び中学校の学年途中の転出で、引き続き在学を希望する場合	
	3	住宅の新築・改築等による一時的な転居・転出で、引き続き在学を希望する場合	建築確認申請書、入居契約書等の転居・転入を確認できる書類
	4	新築等により、近い将来転居することが確定しており、転居後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	建築確認申請書、入居契約書等の転居を確認できる書類
転入予定	5	本町に転入予定で、転入後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	建築確認申請書、入居契約書等の転入を確認できる書類
住民票未登録	6	特別な事情で住民登録ができない場合に居住地が校区となる学校への就学を希望する場合	居住証明書
留守家庭児童対策	7	小学校6年生以下の児童の保護者が自宅にいない状況にある者で、次の場合 ① 児童の親族の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ② 保護者又は祖父母の勤務地の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ③ 他に児童の保護ができる状況に無く、学童保育等を実施している学校への就学を希望する場合	預かり承諾書 在職証明書
心身の事情	8	児童生徒の心身の事情により、指定校への就学が困難である場合で、その事情に相応した学校への就学を希望する場合	学校長の意見書又は関係機関の意見書等
	9	支援学級のある学校への就学を希望する場合	
教育上の配慮	10	就学指定校にない部活動を行うため、就学校の変更を希望する場合（中学校入学前に申請をした場合に限る。）	
	11	いじめや、不登校などの改善のため、就学校の変更を希望する場合	学校長の意見書又は関係機関の意見書等
その他	12	地理的条件により、就学指定校への就学が困難な場合に、容易に通学できる学校への就学を希望する場合	
	13	就学指定校の変更を承認された兄弟姉妹と同じ学校への就学を希望する場合	就学通知書の写し
	14	教育的見地や家庭の状況等から、就学校の変更を希望する場合	学校長の意見書又は関係機関の意見書等
	15	就学希望中学校区の小学校に在籍したことを理由に就学校の変更を希望する場合（中学校入学前に申請をした場合に限る。）	
	16	その他、特別な事情により就学校の変更を希望する場合	事由要件による

承認第2号

専決処分の承認について

指定校区外就学について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、別紙のとおり専決したので、同規則第4条の規定に基づきこれを報告し承認を求める。

令和5年4月10日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

別紙

専 決 書

指定校区外就学申請の承認について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、別紙のとおり専決する。

令和5年3月24日

四万十町教育長 山脇 光章



別表（第2条関係）

就学指定校変更の承認及び区域外就学の承諾基準

事由	承認・承諾の基準		承認・承諾期間等
転居又は転出	1	小学校の学年途中又は中学校在籍途中の転居で、引き続き在学を希望する場合	小学校は学年末まで 中学校は卒業まで
	2	小学校及び中学校の学年途中の転出で、引き続き在学を希望する場合	学年末まで
	3	住宅の新築・改築等による一時的な転居・転出で、引き続き在学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	4	新築等により、近い将来転居することが確定しており、転居後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで(原則6か月以内)
転入予定	5	本町に転入予定で、転入後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	転入日まで
住民票未登録	6	特別な事情で住民登録ができない場合に居住地が校区となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで(年度ごとの申請が必要)
留守家庭児童対策	7	小学校6年生以下の児童の保護者が自宅にいない状況にある者で、次の場合 ① 児童の親族の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ② 保護者又は祖父母の勤務地の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ③ 他に児童の保護ができる状況に無く、学童保育等を実施している学校への就学を希望する場合	状況に変化がなければ、小学校卒業まで(年度ごとの申請が必要)
心身の事情	8	児童生徒の心身の事情により、指定校への就学が困難である場合で、その事情に相応した学校への就学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	9	支援学級のある学校への就学を希望する場合	卒業まで
教育上の配慮	10	就学指定校にない部活動を行うため、就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。)	中学校のみ卒業まで(年度ごとの申請が必要)
	11	いじめや、不登校などの改善のため、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間
その他	12	地理的条件により、就学指定校への就学が困難な場合に、容易に通学できる学校への就学を希望する場合	卒業まで
	13	就学指定校の変更を承認された兄弟姉妹と同じ学校への就学を希望する場合	卒業まで
	14	教育的見地や家庭の状況等から、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	15	就学希望中学校区の小学校に在籍したことを理由に就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。)	卒業まで
	16	その他、特別な事情により就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)

承認第3号

専決処分の承認について

米奥小学校学校運営協議会の委員及びアドバイザーの委嘱及び任命について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、別紙のとおり専決したので、同規則第4条の規定に基づきこれを報告し承認を求める。

令和5年4月10日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

別紙

専 決 書

米奥小学校学校運営協議会の委員及びアドバイザーについて、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、下記のとおり専決する。

令和5年4月1日

四万十町教育長 山脇 光章

記

四万十町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第3条第1項及び第13条第3項に基づく米奥小学校学校運営協議会の委員及びアドバイザーについて、次のとおり委嘱又は任命する。

米奥小学校学校運営協議会委員

任期 : 令和5年4月1日 ~ 令和7年3月31日

選 出 区 分	氏 名	備 考
(1) 対象学校の所在する地域住民	村上 智之	●●●●●●●●
	津野 幸春	●●●●●●●●
	吉田 健一	●●●●●●●●
	寺川 典男	●●●●●●●●
(2) 対象学校に在籍する児童及び生徒の保護者	大崎 弘和	●●●●●●●●
	武田 貴彦	●●●●●●●●
	宮崎 富巳	●●●●●●●●
(3) 地域学校協働活動推進員その他対象学校の運営に資する活動を行う者	岡本 美子	●●●●●●●●
(4) 学校関係者	中越 あかね	●●●●●●●●
(5) 学識経験を有する者	岡本 則子	●●●●●●●●
	森 雅順	●●●●●●●●

(6) 前各号に掲げる者のほか教育委員会が適当であると認める者		
---------------------------------	--	--

アドバイザー

氏名	勤務先・職名	住所
内田 純一	高知大学教育学部教授	●●●●●●●●●●
門田 雅人	元米奥小学校長	●●●●●●●●●●

【専決処分を行った理由】

前任者の任期が令和5年3月31日に終了したことに伴い、4月1日以降の委員及びアドバイザーについて、学校長から推薦があったため、その推薦に基づき委嘱及び任命を行いました。

## 参 考

- 四万十町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則 抜粋

(令和2年四万十町教育委員会規則第10号)

(趣旨)

**第1条** この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5第1項の規定に基づく学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置等)

**第2条** 四万十町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、その所管する学校ごと（法第47条の5第1項ただし書に規定する場合にあっては、2以上の学校ごと）に協議会を置くように努めるものとする。

2 前項の規定による協議会の設置は、教育委員会及び校長の権限及び責任の下、保護者及び地域住民等（以下「保護者等」という。）の学校運営への参画並びに保護者等による学校運営への支援及び協力を促進することにより、学校と保護者等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善及び子どもたちの健全育成に取り組むという目的を達成するために行うものとする。

3 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、あらかじめ、法第47条の5第2項第1号に規定する対象学校（以下「対象学校」という。）の校長の意見を聴くものとする。

4 教育委員会は、協議会を置くときは、対象学校の校長に対し、その旨を通知するものとする。

(委員の構成等)

**第3条** 協議会の委員（以下「委員」という。）は、12人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 対象学校の所在する地域住民
- (2) 対象学校に在籍する児童及び生徒の保護者
- (3) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 学校関係者
- (5) 学識経験を有する者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当であると認める者

2 対象学校の校長は、委員を推薦することができる。

3 委員に欠員が生じたときは、新たに委員を委嘱又は任命することができる。

(委員の任期等)

**第4条** 委員の任期は、2年とする。

2 前条第3項の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(基本的な方針の承認等)

**第9条** 法第47条の5第4項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 教育目標に関すること。
  - (2) 学校の経営計画に関すること。
  - (3) 学校組織の編成に関すること。
  - (4) 学校予算の編成及び執行に関すること。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要があると認める事項
- 2 対象学校の校長は、毎年度、法第 47 条の 5 第 4 項に規定する基本的な方針を作成し、協議会の承認を得て、学校運営を行うものとする。
- (意見の聴取)
- 第 10 条** 協議会は、法第 47 条の 5 第 6 項又は第 7 項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴くものとする。
- (協議会が意見を述べることができる事項)
- 第 11 条** 法第 47 条の 5 第 7 項の教育委員会規則で定める事項は、学校運営に関する基本的な方針の実現に資する事項（特定の個人に関する事項を除く。）とする。
- (意見等の把握及び情報の提供)
- 第 12 条** 協議会は、児童、生徒及び保護者等の意見、要望等を把握し、その運営に反映するよう努めるとともに、児童及び生徒については、必要に応じて、意見を聴くものとする。
- 2 協議会は、保護者等に対して、積極的に活動状況を公開する等、情報の提供に努めるものとする。
- (教育委員会等による指導及び助言等)
- 第 13 条** 教育委員会は、協議会の運営に関し、必要に応じて指導及び助言を行うものとする。
- 2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な活動を行うことができるよう情報の提供及び説明に努めるものとする。
- 3 教育委員会は、必要に応じ、協議会の運営及び活動に関して助言等を行う者（以下「アドバイザー」という。）を委嘱することができる。
- (報酬等)
- 第 15 条** 委員及びアドバイザーの報酬及び費用弁償については、四万十町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 18 年四万十町条例第 35 号。以下「条例」という。）を適用するものとする。
- 2 委員の報酬の額は、条例別表の上記以外の非常勤の特別職の職員の規定を適用するものとし、日額 1,500 円とする。
- 3 アドバイザーの報酬の額は、条例別表の附属機関の委員等の規定を適用する。

議案第 1 号

四万十町立学校管理運営規則施行細則の改正について

四万十町立学校管理運営規則施行細則の一部を改正する訓令を下記のとおり定めることについて、委員会の意見を求める。

令和 5 年 4 月 1 0 日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

四万十町立学校管理運営規則施行細則の一部を改正する訓令

四万十町立学校管理運営規則施行細則（平成 18 年四万十町教育長訓令第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 14 号様式を次のように改める。

第 14 号様式

年 月 日

四万十町 教育委員会 様

四万十町 立 学校長

主任承認申請書

1 学校規模

① 標準法による学級数（小学校第1,2,3,4学年は35人、その他の学年は40人学級編制）

学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特別支援学級	計
学級数								

② 届出学級数(少人数学級編制研究指定等、弾力的な学級編制)

学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特別支援学級	計
学級数								

2 承認を受けようとする職、氏名

主任名	氏名
教務主任	
研究主任	
人権教育主任	
生徒指導主事（中学校に限る）	
進路指導主事（中学校に限る）	
不登校担当者	
保健主事	（職名： ）
学校図書館司書教諭 ※2	
道徳教育推進教師	
生徒指導担当者（小学校に限る）	
特別支援コーディネーター	（ 年目 コーディネーター通算経験年数（前任校含む））
学年主任	1年
	2年
	3年
	4年
	5年
	6年
研修を担当する者 ※3	

（※1 臨時的任用教員を上記主任等に充てることはできません。）

（※2 主任等手当の支給対象外となる小規模校についても、学校図書館司書教諭以外の全該当項目に記載をお願いします。）

（※3 研修担当を研究主任や教務主任等が担っている場合は、同主任担当者名を記入すること。）

上記のとおり承認する。

年 月 日

四万十町 教育委員会

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

改正後	改正前																																																																																																																																																																														
<p>○四万十町立学校管理運営規則施行細則 平成18年3月20日教育長訓令第12号 (主任等の報告) 第12条 規則第25条第2項については、第14号様式及び第15号様式により行う。 第14号様式</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">四万十町立 学校長</p> <p style="text-align: center;">主任 承 認 申 請 書</p> <p>1 学校規模</p> <p>① 標準法による学級数 (小学校第1,2,3,4学年は35人、その他の学年は40人学級編制)</p> <table border="1"> <tr> <td>学年</td> <td>1年</td> <td>2年</td> <td>3年</td> <td>4年</td> <td>5年</td> <td>6年</td> <td>特別学級</td> <td>計</td> </tr> <tr> <td>学級数</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>② 編出学級数(小人数学級編制併設学級、強力な学級編制)</p> <table border="1"> <tr> <td>学年</td> <td>1年</td> <td>2年</td> <td>3年</td> <td>4年</td> <td>5年</td> <td>6年</td> <td>特別学級</td> <td>計</td> </tr> <tr> <td>学級数</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>2 承認を受けようとする職、氏名</p> <table border="1"> <tr> <td>職 務 主 任</td> <td>氏 名</td> </tr> <tr> <td>教 務 主 任</td> <td></td> </tr> <tr> <td>研 究 主 任</td> <td></td> </tr> <tr> <td>人 権 教 育 主 任</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生徒指導主事 (中学校に限る)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生徒指導主事 (中学校に限る)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>不登校担当</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保 健 主 事</td> <td>(職名: )</td> </tr> <tr> <td>学校図書司書教諭 ※2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>道徳教育推進教諭</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生徒指導主事 (小学校に限る)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別支援コーディネーター ( 年目 コーディネーター選算経年数 (前任含む) )</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1年</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2年</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3年</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4年</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5年</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6年</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学 年</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主 任</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> </tr> </table> <p>※1 臨時任用教員を上記主任等に充てることはできません。          ※2 主任等年度の支給対象外となる小規模校についても、学校図書司書教諭以外の全該当員に記載をお願いします。          ※3 生徒担当を研究主任学級主任等が担っている場合は、同主任担当者名を記入すること。          上記のとおり確認する。</p>	学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特別学級	計	学級数									学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特別学級	計	学級数									職 務 主 任	氏 名	教 務 主 任		研 究 主 任		人 権 教 育 主 任		生徒指導主事 (中学校に限る)		生徒指導主事 (中学校に限る)		不登校担当		保 健 主 事	(職名: )	学校図書司書教諭 ※2		道徳教育推進教諭		生徒指導主事 (小学校に限る)		特別支援コーディネーター ( 年目 コーディネーター選算経年数 (前任含む) )		1年		2年		3年		4年		5年		6年		学 年		主 任		計		<p>○四万十町立学校管理運営規則施行細則 平成18年3月20日教育長訓令第12号 (主任等の報告) 第12条 規則第25条第2項については、第14号様式及び第15号様式により行う。 第14号様式</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">四万十町立 学校長</p> <p style="text-align: center;">教 務 主 任 等 任 命 報 告 書</p> <p>1 学校規模</p> <p>① 標準法 (小学校第1学年は35人、その他の学年は40人学級編制)による学級数</p> <table border="1"> <tr> <td>学年</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>特別学級</td> <td>計</td> </tr> <tr> <td>学級数</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>② 編出学級数</p> <table border="1"> <tr> <td>学年</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>特別学級</td> <td>計</td> </tr> <tr> <td>学級数</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>2 承認を受けようとする職、氏名</p> <table border="1"> <tr> <td>主 任</td> <td>任 名</td> <td>氏 名</td> </tr> <tr> <td>教 務 主 任</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>研 究 主 任</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>人 権 教 育 主 任</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>生徒指導主事 (中)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>生徒指導主事 (小)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>不登校担当教員・担当</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>保 健 主 事</td> <td>(職名: )</td> <td></td> </tr> <tr> <td>道徳教育推進教諭</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別支援教育</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校コーディネーター</td> <td>年目</td> <td>コーディネーター選算経年数 (前任含む)</td> </tr> <tr> <td>1年</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2年</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3年</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4年</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5年</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6年</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>学 年</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>主 任</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(注1 臨時任用教員を上記主任等に充てることはできません。)          (注2 主任等年度の支給対象外となる小規模校についても全該当員に記載をお願いします。)          上記のとおり報告いたします。</p>	学年	1	2	3	4	5	6	特別学級	計	学級数									学年	1	2	3	4	5	6	特別学級	計	学級数									主 任	任 名	氏 名	教 務 主 任			研 究 主 任			人 権 教 育 主 任			生徒指導主事 (中)			生徒指導主事 (小)			不登校担当教員・担当			保 健 主 事	(職名: )		道徳教育推進教諭			特別支援教育			学校コーディネーター	年目	コーディネーター選算経年数 (前任含む)	1年			2年			3年			4年			5年			6年			学 年			主 任			計		
学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特別学級	計																																																																																																																																																																							
学級数																																																																																																																																																																															
学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特別学級	計																																																																																																																																																																							
学級数																																																																																																																																																																															
職 務 主 任	氏 名																																																																																																																																																																														
教 務 主 任																																																																																																																																																																															
研 究 主 任																																																																																																																																																																															
人 権 教 育 主 任																																																																																																																																																																															
生徒指導主事 (中学校に限る)																																																																																																																																																																															
生徒指導主事 (中学校に限る)																																																																																																																																																																															
不登校担当																																																																																																																																																																															
保 健 主 事	(職名: )																																																																																																																																																																														
学校図書司書教諭 ※2																																																																																																																																																																															
道徳教育推進教諭																																																																																																																																																																															
生徒指導主事 (小学校に限る)																																																																																																																																																																															
特別支援コーディネーター ( 年目 コーディネーター選算経年数 (前任含む) )																																																																																																																																																																															
1年																																																																																																																																																																															
2年																																																																																																																																																																															
3年																																																																																																																																																																															
4年																																																																																																																																																																															
5年																																																																																																																																																																															
6年																																																																																																																																																																															
学 年																																																																																																																																																																															
主 任																																																																																																																																																																															
計																																																																																																																																																																															
学年	1	2	3	4	5	6	特別学級	計																																																																																																																																																																							
学級数																																																																																																																																																																															
学年	1	2	3	4	5	6	特別学級	計																																																																																																																																																																							
学級数																																																																																																																																																																															
主 任	任 名	氏 名																																																																																																																																																																													
教 務 主 任																																																																																																																																																																															
研 究 主 任																																																																																																																																																																															
人 権 教 育 主 任																																																																																																																																																																															
生徒指導主事 (中)																																																																																																																																																																															
生徒指導主事 (小)																																																																																																																																																																															
不登校担当教員・担当																																																																																																																																																																															
保 健 主 事	(職名: )																																																																																																																																																																														
道徳教育推進教諭																																																																																																																																																																															
特別支援教育																																																																																																																																																																															
学校コーディネーター	年目	コーディネーター選算経年数 (前任含む)																																																																																																																																																																													
1年																																																																																																																																																																															
2年																																																																																																																																																																															
3年																																																																																																																																																																															
4年																																																																																																																																																																															
5年																																																																																																																																																																															
6年																																																																																																																																																																															
学 年																																																																																																																																																																															
主 任																																																																																																																																																																															
計																																																																																																																																																																															

### 【改正の理由】

各校の主任等については、四万十町立学校管理運営規則第25条第2項に基づき、校長が命じ、教育委員会に報告することとなっています。

また、この報告については、県教育委員会に写しの提出が必要となっています。

今回の改正については、今年度から報告書内に「研修を担当する者」の項目を設けるよう県教育委員会から指示があったことによるものです。

### 参考

○四万十町立学校管理運営規則

平成18年3月20日教育委員会規則第18号

(その他の主任等)

**第25条** 学校に、第23条から前条までに規定するもののほか、必要に応じ、校務を分担する主任等を置くことができる。

2 前項に規定する主任等は、校長が命じ、教育委員会に報告するものとする。

